

クライアントが顧問契約外業務の報酬払わず

契約に反し口頭で業務を受任、 税理士報酬はどうか？

税理士報酬を巡るトラブルはよくあるが、今回紹介する事案は、顧問契約に顧問契約外業務に関しては口頭で税理士業務を受任することはないとの定めを理由に、顧問先が口頭で委託した更正の請求に係る業務の税理士報酬を支払わなかったとして訴訟に至ったものである。

東京地方裁判所（高木勝己裁判長）は、顧問契約上の顧問契約外業務の定めは、税理士法人（原告）が責任を負うべき顧問契約外業務の範囲を明確化するためのものであって、税理士法人が顧問先（被告）から口頭で顧問契約外業務を依頼され、実際に同業務を行った場合に、委任契約書を取り交わしていなかったことを理由として、被告が報酬支払い義務を免れるものではないとの判断を示し、被告に対し税理士報酬の支払を命じている（令和4年（ワ）第32237号）。このように判決自体は妥当な判断となっているが、無用なトラブルを避ける意味でも顧問契約に定めた通り、口頭で業務を受任することなく、逐一契約を取り交わすなどの対応が必要といえそうだ。

顧問契約に顧問契約外業務は口頭で受任せずとの定めが

今回紹介する税理士報酬を巡る事件は、顧問契約の顧問契約外業務に関する定め起因したものである。原告である税理士法人と被告の顧問先（X社）が税務顧問契約を締結していたが、顧問契約上、原告が行うべき税理士業務は月次業務及び年次業務に限るとされ、それ以外の業務（顧問契約外業務）については、「別途協議の上、委任契約書を締結することによって委任契約が成立するものとし、報酬の有無を問わず、口頭で乙（原告）

が税理士業務を受任することはないものとする。」とされていたことから、税理士法人が口頭で受任した更正の請求に係る業務については、委託契約が成立していないとしてX社からその報酬の支払いを拒否され、訴訟に至ったものである。

なお、原告は、本件業務以前にも、被告から口頭で更正の請求や償却資産税申告などの顧問契約外業務の委託を受け、これらの業務を行い、被告から報酬の支払を受けていた。

税理士法人が責任を負うべき顧問契約外業務の範囲を明確化するもの

裁判所は、原告は令和3年6月2日以降、被告担当者との間で第6期更正の請求に関する打ち合わせ等を行って、同月9日には見積書を提出したが、被告担当者は見積額につい

て何らの異議も出さず、同月20日以降、第6期更正の請求に必要な根拠資料等を原告に送付したという経緯に照らすと、被告は原告に根拠資料等を送付した同日までに原告との

【表】 当事者の主張

原告（税理士法人）	被告（X社）
<ul style="list-style-type: none"> 原告は、令和3年6月2日以降、被告担当者との間で第6期更正の請求に関する打ち合わせ等を行って、同月9日には見積書を被告担当者に提出したが、見積額について何らの異議も出さず、同月20日以降、第6期更正の請求に必要な根拠資料等を原告に送付した。以上の経緯に照らして、被告は、同日、原告との間で、第6期更正の請求に係る業務を委託する旨の委託契約を締結したものとみるべきである。 被告は、見積書に記載された報酬額175万円（税別）に異議を述べることなく委託契約を締結したものであって、報酬額は上記金額（税込192万5,000円）と合意されたものとみるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 被告は更正の請求について原告にアドバイスを求めたことはあったが、更正の請求に係る業務を原告に委託したことはない。顧問契約上、顧問契約外業務については、委任契約書の作成が必要とされているが、本件委託契約について委任契約書は作成されていないし（なお、本件業務以前に、委任契約書を作成することなくなされた顧問契約外業務について、被告が報酬の支払をしたことがあったが、これらは、本来支払う必要がなかったのに、被告担当者により支払がなされてしまったにすぎない）、被告社内での契約承認・決裁手続も行われていない。

間で、本件業務を委託する旨の委託契約を締結したものとみるのが相当であるとした。

被告は、顧問契約上、顧問契約外業務については、委任契約書の作成が必要とされているが、本件委託契約について委任契約書は作成されていないし、被告社内での契約承認・決裁手続も行われていないとして委託契約の成立を否定するが（表参照）、裁判所は、顧問契約上の顧問契約外業務の定めは、原告が責任を負うべき顧問契約外業務の範囲を明確化するためのものであって、原告が被告から口頭で顧問契約外業務を依頼され、実際に同業務を行った場合に、委任契約書を取り交わしていなかったことを理由として、被告が報酬支払い義務を免れるものと解することは相当ではないと指摘。現に、被告は、本件業務以前にも、口頭で5件の顧問契約外業務を委託し、約定の報酬を支払ってきたものであって、本件業務についてのみ、顧問契約上の定めを理由に支払を拒絶することが相当であるとは認められないとした。

代表者が認識しない事態は考え難い

また、契約締結権限を有する被告代表者が

本件委託契約締結を承諾していたことを直接に裏付ける証拠は存在しないが、裁判所は、被告代表者が認識しないままに被告名義で第6期更正の請求がなされるという事態はおおよそ考え難いし、被告代表者において、税理士に委託することなく、あるいは別の税理士に委託して、第6期更正の請求をしたと誤認していたと認めるに足る証拠は存しないから、本件委託契約締結は、被告代表者の承諾の下になされたものとみるべきであるとした。加えて、被告X社においては、3,000万円未満の契約等に関しては被告代表者の決裁が必要とされているのであるから、本件委託契約は、まさに被告代表者の決裁（承認）を得て締結されたものと評価でき、被告社内での契約承認・決裁手続が行われていなかったとの事実は認められないとの判断を示した。

裁判所は、被告は見積額について何らの異議も出すことなく、委任契約を締結したものである以上、本件委託契約の報酬額を175万円（税別）とすることに合意したものと認められ、同金額をもって本件委託契約の報酬額とすることを認めている。